

統一地方選挙の期日前投票所における投票用紙の誤交付について

1 概要

神奈川区内の期日前投票所で、県内への市外転出者である選挙人1人に対し、本来、市議会議員選挙の選挙権がないにもかかわらず、投票用紙を交付し、投票させる事案が発生しました。

2 発生日時

令和5年4月7日（金）午後4時過ぎ

3 場所

神奈川区期日前投票所（神奈川区役所 本館2階中会議室）

4 経緯

4月2日（日）に市外転出した当該選挙人が、4月7日（金）午後4時過ぎに、神奈川区の期日前投票所に「投票のご案内」を持って投票に訪れました。県内の市外転出者のバーコードを読み取ると、選挙人名簿を照合する端末に「職員を呼んでください。該当の選挙人は県内転出者です」とのメッセージが出ますが、名簿照合係の人材派遣従事者とそのメッセージに気づかず、通常選挙人と同様、市議会議員選挙も含めた選挙の投票をさせました。

その後、午後5時30分頃、期日前投票所に従事する職員が投票者数を確認したところ、市議会議員選挙について、システム上の受付人数より、投票用紙の交付数が1枚多かったため、回収した「投票のご案内」を再度確認したところ、市外転出者が1名いたことが判明しました。

5 原因

人材派遣従事者に対して、画面上のメッセージに注意し、それが出た場合は、必ず職員を呼ぶことを事前研修で周知していましたが、徹底されていませんでした。

6 再発防止に向けた取組

人材派遣従事者を含む投票事務の従事者に、改めて事務手順の順守と注意事項を徹底し、再発防止に向けた注意喚起を行います。

7 投票の取扱い

投票箱は開票まで開けることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取扱いします。

8 神奈川区選挙管理委員会 松本貴行 書記長（神奈川区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行に努めている中、このような選挙事務の信頼性を損なう事故を起こしてしまい大変申し訳ございません。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

お問合せ先

神奈川区選挙管理委員会書記次長（神奈川区総務課長） 茨 志麻 Tel 045-411-7003

※本日は、午後5時15分まで在席しております。